健康保険証の廃止とマイナンバー保険証への移行について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　総務部 〇〇〇〇

従業員の皆さまへ

2024年12月2日より、現在使用している健康保険証が廃止され、マイナンバー保険証へと移行されることになります。

なお、既存の健康保険証は、移行後も2025年12月1日まで利用可能ですが、未登録の方は、速やかに扶養家族分も含めて、マイナンバー保険証の登録を行うことを推奨します。

詳細は以下の通りです。

健康保険証の廃止について

現行の健康保険証は2024年12月2日に廃止されますが、退職などで資格喪失とならない限り、2025年12月1日まで引き続き利用可能です。

利用終了後の健康保険証は、各自で廃棄をお願いします。

マイナンバー保険証の登録と利用

マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身でマイナンバー保険証の登録を行うことで、保険証として利用可能になります。登録状況はマイナポータルで確認できます。

まだ会社にマイナンバーを届け出ていない方は、登録と合わせて届け出をお願いします。マイナンバーカード未所持の方は、申請手続きが必要です。

資格確認書の発行

マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバー保険証の登録が済んでいない方には、今後「資格確認書」が発行されます。

協会けんぽの資格確認書は有効期間が4～5年で、従来の健康保険証のようにプラスチック製です。現在の健康保険証の有効期限が切れる前に発行される予定です。

資格情報のお知らせ

健康保険の加入情報が記載された「資格情報のお知らせ」が、協会けんぽより発行される予定です。これは、医療機関でカードリーダーが利用できない場合に、マイナンバーカードと併せて提示することで、健康保険証として使用可能です。9月に発行済みですが、一部の方は2025年1月に発行される予定です。

お問い合わせ先：〇〇〇〇